

吸収源 CDM に係る国際ルールの検討状況

環境省地球環境局研究調査室

1. 経緯

植林等の吸収源 CDM の取扱いについては、2001 年 11 月の COP7 でのマラケシュ合意の中で、第 1 約束期間において新規植林及び再植林 (afforestation and reforestation) を対象とすること、取得できるクレジットの上限を基準年排出量の 1 % とすることが合意されたが、その定義や具体的な手続き (definition and modalities) については、更に SBSTA で検討し、2003 年 12 月の COP9 で採択のうえ、京都議定書の第 1 回締約国会合 (COP/MOP 1) で正式に決定することとされている。

(注) 最近の動きと今後の予定

- ・ 2003 年 1 月 条約事務局がオプション・ペーパー公表
- ・ 2 月 ワークショップ (ブラジル)
- ・ 3 月 各国が吸収源 CDM の Annex 案を提出
- ・ 4 月 条約事務局が各国意見を踏まえ Annex のテキスト案作成 (作業中)
- ・ 6 月 SBSTA 18 (ドイツ) で協議
- ・ 12 月 COP9 / SBSTA 19 で吸収源 CDM の Annex 案を採択

2. 主な論点

(1) 定義

「森林」及び「新規植林」の定義について、国内吸収源と同様 (注 1) とすることがほぼ合意されている。一方、「再植林」の定義については、基準年 (当該基準年の時点で森林で無かった土地に植林することを再植林とする) を、途上国においては森林簿の情報が不足している等の理由で 1989 年末時点で森林であったか否かを判定することが困難であることから、基準年をより最近の年次 (例えば 1999 年末) に変更すべきとするカナダ、日本、コロンビア等と、先進国の国内吸収源の定義と同様に 1989 年末とすべきとする途上国、EU を始めとする大多数の国との間で意見の相違がある。

(注 1) マラケシュ合意における国内吸収源に係る定義は以下のとおり。

「森林」: 最小面積 0.05 ~ 1.0ha、最小樹冠率 10 ~ 30%、成木の最小樹高 2 ~ 5m をすべて上回るもの

「新規植林」: 過去 50 年間森林でなかった土地を森林に転換する行為

(2) 非持続性

非持続性の問題 (CDM として植林・再植林された森林が、その後、山火事や伐採等により消失してしまった場合への対処の問題) は、吸収源 CDM 事業

に特有の問題であり、既にマラケシュ合意でルールが決まっている排出削減型の CDM とは異なった扱いが必要となる。

非持続性への対処方法としては、発行されるクレジット (CER) を有効期限付きのものとする方法 (EU 等が提案)、将来の森林喪失に対して保険をかける方法 (カナダが提案) の 2 つが有力な選択肢となっている。

のアプローチのみを認めるべきとする主張と、の双方のアプローチを事業の実態にあわせて選択できるようにすべきとの主張があり、我が国は後者の立場。

(3) その他 (【 】内は我が国の主張)

ベースライン

・プロジェクトが無い場合の吸収量が基本。将来の社会経済的状況の変化やこれに伴う土地利用変化のシナリオ策定の必要性の有無について議論。
【排出源 CDM と同様とすべきであり、将来の土地利用変化のシナリオ策定等の追加的な要件を課すべきでない】

追加性

・ベースラインに対する炭素の追加的吸収を要件とするか、資金面、制度面、あるいは炭素吸収以外の環境面等の追加性を求めるかで議論がある。
【排出源 CDM と同様の考え方で、ベースラインに対する炭素の追加的吸収とすべきであり、その他の追加的な要件を課すべきでない】

クレジット発生期間

・排出源 CDM のクレジット発生期間よりも長いことが必要との意見が大勢であるが、具体的な年数には様々な意見がある。
【 20 年、4 回更新可 (最大 100 年) 又は 50 年、更新不可のいずれかを選択】

リーケージ

・リーケージの計測対象範囲、リーケージが大きいと想定されるプロジェクトの取扱い等について議論。
【排出源 CDM と同様に、プロジェクトに直接起因し、計測可能なもののみを対象とすべき。但し、排出量・吸収量の双方を考慮すべき。】

社会経済的・環境的影響

・排出源 CDM と同様にホスト国の判断事項とするか、新たにチェックリスト、ガイドライン等の国際的評価基準を作成するか。
【環境影響に加え社会的・経済的影響も考慮することは可。但し、チェックリストや国際的基準は不要であり、ホスト国が判断すべき。】

(別記)

E U 提案 (temporary CERs)

シンク CDM プロジェクトで発生したクレジット(TCER)は、それが発行された約束期間における目標達成のためにのみ有効。従って、TCER は、発行された約束期間内に国の償却口座 (retirement account) に移行され、次期約束期間への繰り越しは出来ない。

TCER は発行後 5 年間で失効する。

TCER が失効した後は、当該 TCER に相当する量の他のクレジット (AAU、CER、ERU 又は RMU) により補填されなければならない。

また、TCER の失効に伴って、もとの森林が残っていれば、その炭素蓄積量に応じて、TCER を再発行することが出来る。

カナダの考え方 (保険付 CER)

保険アプローチとリスク管理アプローチを取る。

保険アプローチでは、伐採、火災等による森林の消失分の CER を、保険会社が京都クレジット (AAU、通常のコER 等) により補填する。

リスク管理アプローチでは、プロジェクト参加者自身が組んだポートフォリオの中に、当該吸収源プロジェクト、他の吸収源プロジェクト、近隣の CDM プロジェクト等をコンポーネントとして配置し、当該吸収源 CDM プロジェクト起源の CER が消失した場合には、他のコンポーネント起源のクレジットで補填する。

カナダは、TCER も認めつつ、選択肢の一つとして保険付 CER もあるとの立場。

主な手順

- ・プロジェクト事業者は、OE に保険付 CER が有効であることを証明する文書を送付
- ・OE は、保険付 CER を認証、CDM 理事会が保険付 CER を発行。
- ・プロジェクト事業者は、森林の消失等があった時点で、OE に炭素の消失を連絡。OE は CDM 理事会に連絡。OE は、プロジェクト事業者の炭素消失量の計測報告をもとに、炭素消失量を査定。
- ・炭素消失の連絡を受けた CDM 理事会は、当該 CER の移転等を禁止。
- ・保険会社が当該 CER と同量のクレジットを補填。その後、CDM 理事会は当該 CER を無効とする。